

【別添参考資料】

Q 1 高炉セメントと普通セメントの単価が同じ場合でも、高炉セメントの使用を標準とするのか。

→ グリーン購入法の特定調達品目でもあり、普通セメントに比べ、長期強度が大きく、化学抵抗性・水密性にも優れ、アルカリシリカ反応抑制効果もあることから、高炉セメントの使用を標準とする。

Q 2 フーチングやたて壁等の部材単位で、打ち継ぎ毎に異なる種類のセメントの使用は可能か。

→ 部材毎（（例）①橋梁下部工：フーチング、たて壁、パラペット、翼壁等
②函渠工：底版、側壁、頂版等）に同一セメント種類とすることが望ましい。

Q 3 粗骨材最大寸法が25mm、20mmのいずれも使用可能とあるが、設計図書等へ明記はどのようにすべきか。

→ 別表使用基準によるものとする。

Q 4 当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合、設計変更にあたっての確認方法はどのようにすべきか。

→ 土木工事共通仕様書に規定のレディーミクストコンクリート製造工場において、受注者から提出される供給能力がない旨の資料（任意様式）等について確認し、工事打合簿により協議するものとする。

Q 5 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合とはどのような場合か。

→ （例）コンクリート打設時及び養生期間に、低温注意報が発表または発表が予想される時。
・冬期において、秋田地方気象台のいずれかのアメダス観測地点で注意報が発表されるのは、次の値の場合である。
①最低気温－7℃以下 ②最低気温－5℃以下が数日続く時

Q 6 緊急を要する工事とはどのようなものか。

→ 災害復旧工事や供用開始日が決まっている工事、あるいは関連工事との調整が必要な工事等。

Q 7 監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合とはどのような場合か。

→ 寒冷期において、構造物の施工を容易にするための防雪・防寒を目的とした雪寒仮囲いについて、現場条件や構造物の種類により設置が困難なため、コンクリートの品質低下が懸念される場合。
→ 保温養生や給熱養生あるいは湿潤養生について、土木工事共通仕様書に規定の養生期間に比べ、所用の圧縮強度が得られるまで、長期間行う必要があり不経済となる場合。